

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011 - 204 - 5035
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目 次	ページ
告 示	
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	19
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	19
○森林法による通知に代える公示..... (治山課)	19
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	19
○道路の供用の開始..... (道路課)	20
道教育庁十勝教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	20

告 示
北海道告示第664号 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。 平成20年10月17日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 保安林予定森林の所在場所 稚内市大字宗谷村字富磯244の1・244の2・353（以上3筆について次の図に示す部分に限る。） 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備 3 指 定 施 業 要 件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第665号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成20年10月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 士別市・瀬棚郡今金町・河東郡鹿追町（以上1市2町国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 檜山郡上ノ国町・河東郡鹿追町（以上2町国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課並びに士別市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第666号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を雨竜町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成20年北海道告示第629号のとおりである。

平成20年10月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不分明な者
雨竜郡雨竜町字恵岱別838の1所在の森林について所有権を有する 三 浦 寿 夫

北海道告示第667号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成20年10月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 名寄市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

名寄市（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(7) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 名寄市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 天塩郡幌延町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

幌延町（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(7) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに名寄市役所及び幌延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第668号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年10月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 網走端野線	網走市字嘉多山法務省敷地地先（一般国道238号交点）から網走市字嘉多山267番1地先まで	平成20.10.17

道教育庁十勝教育局告示

北海道教育庁十勝教育局告示第17号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年10月17日

北海道教育庁十勝教育局長 矢 花 司

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）

ア パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 51台

イ パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 91台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契 約 期 間

ア 平成21年1月5日から平成25年12月27日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

イ 平成21年1月5日から平成26年12月26日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納 入 場 所

ア 北海道池田高等学校 42台、北海道中札内高等養護学校 9台

イ 北海道芽室高等学校 42台、北海道広尾高等学校 42台、北海道帯広盲学校 7台

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成19年北海道告示13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

ることを証明した者であること。

- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成20年10月17日（金）から11月7日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで（送付による場合は、平成20年11月7日（金）までに必着のこと。）

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080 - 8588 帯広市東3条南3丁目
北海道教育庁十勝教育局企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁十勝教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝合同庁舎4階C会議室
（送付による場合は、郵便番号 080 - 8588 帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課）

- (2) 入札日時 平成20年11月28日（金）午前11時（送付による場合は、平成20年11月27日（木）までに必着のこと。）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成20年6月6日付け北海道教育庁十勝教育局告示第13号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所において交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量80グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（メールアドレス：miyagishi.satoe@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

- (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課

イ 所在地 郵便番号 080 - 8588 帯広市東3条南3丁目
電話番号 0155 - 26 - 9237 内線 3117

11 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

a . Personal Computer 51

b . Personal Computer 91

B . Bid tendering date and time : 11 : 00 A. M., November 28, 2008

(If mailed, bids must arrive no later than November 27.)

C . Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Tokachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Minami 3, Higashi 3, Obihiro, Hokkaido, 080-8588, Japan

Phone : 0155-26-9237 Extension 3117

